



島根県報

平成29年3月28日（火）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

次に掲げる規則の様式の整備

- (1) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）
- (2) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中

「

			徴収番号	
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	(電話) ㊟	
		氏名又は名称		

」

を

「

通信日付印		確認		入力		徴収番号	
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地	(電話) ㊟				
		氏名又は名称					

」

に改める。

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中

「

			徴収番号	
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地		
		氏名又は名称	(電話) ㊟	

を

「

通信日付印		確認		入力		徴収番号	
年 月 日	特別徴収義務者又は納税者	住所又は所在地					
		氏名又は名称	(電話) ㊟				

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。